

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 1 0 月 7 日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***
氏 名 ***

2 損害賠償の額 金 9,082,390 円

3 和解の内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、9,082,390 円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申し立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

令和元年 7 月 3 日（水）午後 11 時頃に、林道国分山麓線の上之段地区内において、林道の法面が崩壊したことに伴い、その道路沿いにある朴木猛邸まで土砂が流れ込み、住宅及び家財に損害を与えたため、過失割合に応じてその損害を賠償し、和解しようとするものである。

(資料)

事故概要

1 事故発生日時 令和元年7月3日(水) 午後11時頃

2 事故発生場所 霧島市***

3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中重 真一

(乙) ***

4 事故の概要 林道国分山麓線の上之段地区内において、林道の法面が崩壊したことに伴い、その道路沿いにある朴木猛邸まで土砂が流れ込み、住宅及び家財に損害を与えた。

5 過失割合 甲 100% 乙 0%

6 損害賠償金額 金9,082,390円